

【決算委員会における質疑】

- 1、「JA土佐あき」の公正取引委員会による排除措置命令について
- 2、農業の担い手確保・育成対策について
- 3、新規就農者の確保対策について
- 4、JA出資法人による取り組み対策等について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

本日は、農林水産業を中心に質疑をさせていただきます。ありがとうございます。

まず最初に、公正取引委員会は、意見聴取手続を経た上で、三月二十九日にJA土佐あきのナスの取扱いについて排除措置命令を出しているわけであります。その措置命令の独占禁止法上の位置付けにつきまして簡潔にお聞きしたいと思います。

○政府参考人（山本佐和子君）

お答え申し上げます。

お尋ねの独占禁止法における排除措置命令でございますが、公正取引委員会が、独占禁止法に違反する疑いのある事実があった場合に必要審査を行いまして、その結果、違反行為があると認めた場合に、その違反行為を排除するために必要な措置を命ずる行政処分でございます。

措置の具体的な内容といたしましては、違反行為を取りやめること、同様の違反を再度行ってはならないとすることなどを命じるもの、それから、そのほか再発防止のための措置、例えば独占禁止法遵守のための行動指針の作成や役員、従業員に対する周知徹底など、こういった措置をとることを命じるものなどがございます。

○山田俊男君

違反した行為をやめるということであって、課徴金の納付ということは、これはもう措置命令の中には入っていないということによろしいんですね。

○政府参考人（山本佐和子君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおりでございます。

○山田俊男君

高知のナスは日本一のナスであります。遠隔地の高知からの、輸送園芸産地として、それこそ大阪市場さらには東京市場へぐっと運ぶという大変な、陸路、海を渡って届けられるナスであります。これは、先覚者が温暖な高知、土佐の場でナスを定着させて、それをもう広げて、そして生産者を集めた生産部会をつくってこれだけの大産地をつくり上げてきたということでもあります。

ですから、歴史的にも生産者の組織であります園芸部会というのが大変な力を持っているわけでありまして、JAは途中合併しまして、そして生産部会の幾つかを網羅する形で皆さんによって組織されましたが、集出荷施設、これは選果しなきゃいかぬわけですから、集出荷施設の設置主体として選果等の作業を受け持って、それを前々から組織されております園芸連を通じて販売して、代金精算や振り込み等を担っているという組織であります。

産地がそれぞれ拡大していく中で、大変な生産者の努力の中でこれらがつくり上げてきているということでありまして、当然のこと、時間がたつなり情報が発達するなり、さらには交通の便が様々多様化、ルート化していく中で、JAを通じない、部会を通じない、それからさらには施設を通じないナスも販売の中で出てくるということではありますが、それらについて、集出荷施設の利用料金はあるわけで、これについては、経費の徴収を部会が一丸となってJAに対して利用料金の徴収を頼みますよということをやっている、それをJAは受け持って、事務手続、さらには精算の業務をやっていたということでもあります。

ややもすると、JAが何かもう物すごい悪いことをしていたんじゃないかとか、出さない人に対して違反金を徴収していたんじゃないかというふうに言われて悪者扱いになっているわけですがけれども、決してそれは的を得たことではないと、こんなふうに思うところでもあります。

高知の園芸産地のように、生産者が伝統的につくり上げてきたこうした産地が、それこそ我が国の野菜の生産を興隆させてきたということでもあります。これらについて、是非是非理解をしっかりとお願いしたいという思いであります。

農水省も、独占禁止法の遵守について再徹底を図るという通達を出しておられますので、そういうことなんだろうというふうに理解しておるわけであります。

大臣は、ようやく大臣のところに行くんですが、大臣、高知は自分のふるさとであり、かつ選挙区であるわけで、これまでの歴史的な経緯はずっと御存じだと思ふんです。JAとの間も極めて友好的な関係で、そし

て成立してきているわけでありまして、園芸部会の生産者の涙ぐましいこの努力をよく御存じのはずですから、どうぞ、今の産地がそうした中であるということをお聞きしたいと思っております。

○国務大臣（山本有二君）

安芸市はナス生産の一大拠点でございまして、この度、全農が直接次世代型のハウスを、特にオランダの仕様の軒高ハウスをナスでやってみようという新しい試みを考えていただきまして、更に生産が拡大しようとして、そして、過去、今まで系統出荷、園芸連の出荷によってそうした成功例となったわけでございます。

ただ、今回、JA土佐あきが処分を受けたことを踏まえて、農林水産省といたしましては、農協系統組織に対して、独占禁止法の遵守について再徹底するとともに、各組合に自己点検を求めているところでございます。

一般論として申し上げれば、農協が取引先との関係において不公正な取引方法を用いるようなことがあってはならない。昨年四月に施行されました改正農協法におきましても、農協は組合員に事業利用を強制してはならないとされているところでございます。その意味で、今回、公正取引委員会から処分を受けたことは誠に残念でございます。

農林水産省として、引き続き公正取引委員会、都道府県とも連携しつつ、農協系統組織が独占禁止法を遵守するよう適切に指導を行っていく構えでございます。

○山田俊男君

大臣のおっしゃるとおりであります。

私もJA土佐あきへ何度か若い頃行かせていただいて、それこそ日本一の生産部会だ、こういう内容のものであります。

公取の皆さんにおかれましても、みんな何か悪いことしているんじゃないかみたいな受け止めになることなく、どうぞ生産者の自主的な取組、さらにそれを協力するJAの取組ってやつを温かく伸ばすように見ていただきたいと、こんなふうをお願いする次第であります。

ところで、私は党の農林部会長として、実は平成二十二年から二十三年にかけて担い手確保対策を議論して、そしてその法案化に努力してきたという経緯があります。法案の形がすっかりできまして、実は二十三年五月に、衆議院ですが、衆議院に提出したんです。残念ながら、その時期はどういう時期かというのは皆さんよく御存じのとおりでありまして、自由民主党は野党でございまして、残念ながら衆議院で審議す

るには、努力したんですが至りませんでして、結局はその後解散されて、法案は消えました。

しかし、その後、さらに与党になりましてから新しい法案を作って、それこそ今こうして具体的に動いている担い手に対する対策、農業経営基盤強化促進法やそれから農地中間管理事業法ですね、この中に精神、理念が生きて、そして現在に至っているという自負を持っております。

ところで、提出資料たくさんありますが、そのうちの三ページと四ページに、見ていただきますと、農業の担い手の動向は圧倒的な高齢化が進んでいるわけでありまして。担い手の減少が続いています。今こそ改めて担い手の確保について抜本的な対策が講じなければならないと、こんなふうに確信しています。危機感を持っております。

今、農林水産省は、農地中間管理機構事業といいますか、これにかなり力点を置いて推進しているわけですが、農地中間管理機構の取扱面積は大体どのくらいになっているものなんですかね。進捗状況全体で農地の担い手への集積は五三%、半分を超えて集積しているぞということは農林省も力込めておっしゃっているわけですね。とすると、農地中間管理機構はこの五三%の中のどのくらい大体ちゃんとやったぞというふうに言える数字なんでしょうか。

○政府参考人（大澤誠君）

お答えいたします。

農地中間管理機構の実績でございますけれども、平成二十六年度は転貸面積が約二万四千ヘクタール、うち新規集積面積が約七千ヘクタール。平成二十七年度は転貸面積が約七万七千ヘクタール、うち新規集積面積が約二万七千ヘクタールということになっております。

全体の新規集積面積が二十六年から二十七年で二%ほど増えておりますが、実数でいきますと八万ヘクタールぐらいございます。その八万ヘクタールのうちの二万七千ヘクタールが農地中間管理機構の実績ということでございます。

○山田俊男君

まだ始めて二年、三年目に入っているわけですから、まだまだ実績が出てくるという状況じゃないということは私は分かっているつもりであります。どうもなかなかなじめないのは、これは局長始め地方の組織の皆さん、さらには自治体の皆さんが大変一生懸命やってくれているということを知りながら言うんですが、公募で農地中間管理機構が農地を集積しますね、それを県外の農業者や農外の株式会社や農地所有適格

法人に貸すと、こういう形がどうも政策としてぐっと進んでいるんじゃないかと思うんです。

私は、どうもこの農地所有適格法人、農地所有適格法人ですよ、これどうもなじめないんですよ。こういうことも含めて、大体この農地所有適格法人に名前を変えたというのもどうも気に入らないわけで、私が気に入らないと言ったって物事は進んでいるんですがね。

これ一体、株式会社に、農外の株式会社に一定の要件をそろえば、それを農地所有適格法人という格好付けをちゃんとやって、そしてそれをどんどん中間管理機構が集めた農地の借り手として導入してくるという形になっているんじゃないかというふうに危惧しているんですが、いかがでございますか。

○政府参考人（大澤誠君）

お答えいたします。

言葉の問題は非常に、現場の理解非常に大事でございますので、我々もその趣旨をしっかりと徹底するようにいたしたいと思っておりますけれども、改めて農地所有適格法人に名称を変更した理由について御説明させていただきますと、法人による農業参入につきましては、平成二十一年の農地法改正までは農業生産法人ということで、農業生産法人でなければ、リースを含め、農地の権利を取得して農業生産を行うということは農業生産法人以外はできなかつたわけでございますが、平成二十一年の農地法改正で、リース方式につきましては全面解禁されたということでございます。そういうことで、一般の株式会社など農業生産法人以外の法人であっても、リース方式であれば自由に参入して農業生産を行うことが可能になったということでございます。

ということで、残りました農業生産法人というのは、農地を所有できる要件、リースではなくて所有できる要件を満たしている法人のことを指すということで、名称と実際の効果について若干ミスマッチがございまして、農地法改正当時の国会での説明を引用しますと、農業生産法人という呼称が立派過ぎることもありまして、農業生産法人という特別な法人格があるんじゃないかとか、それから、農業生産法人でなければ、リースを含め、農地の権利を取得して農業生産を行うことができないんじゃないかと、こういう誤解が見受けられました。この誤解に基づいて更なる規制緩和の要求さえ求められるというケースもあったということで、こういう実態を踏まえまして、昨年四月に施行された改正農地法によりまして、農業生産法人という呼称を、農地を所有できる法人という制度上の性格をよりの的確に表すという観点から、農地所有適格法人とい

うことでございます。

これが改正の理由でございますので、我々といたしましては、その改正の理由を現場にもしっかりと理解できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○山田俊男君

大澤局長も若干のミスマッチがあるかなとって名称についておっしゃっておられますので、担当局長がそこまで言っているんなら、私が違和感を感じるのはまあそれはそうかなんと思っているわけですが、どうぞ、今から変えられないんなら、それもうよほどちゃんと徹底して進めてもらいたいというふうに思います。

ところで、これもあるんですよ。例えばイオンファームとか、名前出して悪いんですが、イオンファームとかセブンファームというのがありますよね。場合によったら、農地中間管理機構の手續を得た上で、そして参入されている例もあるんだというふうに思いますが、それらを見ると、何と、大規模店舗が自分の店舗で販売する野菜等をそれこそこうして生産から直に、生産子会社が生産してそれを販売するということになっていて、むしろ一般の生産部会、先ほどの生産部会やJAが販売するときの牽制力になっていると、例えば値段についてというような心配もあったりするものだから、そのイオンファームやセブンファームと農地所有適格法人が一緒になって、それで中間管理機構で支えていく、そういう実態が生じているんじゃないかという思いがあるんですけど、間違っていますか。

○政府参考人（大澤誠君）

農地のまさに所有の適格性を判断する政策でございますので、流通自体に直接関わるものではないと思いますが、まず、農地中間管理機構の農地の貸付先の選定方法につきましては、特に何かを優遇するというのではなくて、これは中間管理事業の推進に関する法律第八条に基づきまして、事業規程をまず機構が作成することになっておりますが、それを都道府県知事の認可に係らせております。そのルールは、地域農業の健全な発展を旨として、公正かつ適正に貸付先を決定するというふうにされております。

我々も必要な指導を行っているところでございますが、実際の機構の事業規程におきましては、農地の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものであることということでありますので、少なくとも分散錯圃というのがありますので、地域に担い手

がいるときにそれをなるべく集約していこうという考え方も入っております。それから、既に効率的、安定的な経営を行っている農業者の経営に支障を与えないこと、それから、借受け希望者のニーズを踏まえて公正、適正に調整することなどが基本原則として定められているところでございます。

それから、具体的に事業規程を見ますと、公募はまずいたします。公募の後どういうふうに貸付先を具体的に決めていくかということになりますと、まず、地域内での担い手の利用農地の集約化の観点から、まず地域内で担い手相互間又は担い手、非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合、それから集落営農の構成員が当該集落営農に利用させることを目的として機構に農地を貸し付ける場合、そういう場合には、既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさず、その発展に資する見地から、そういう事情を考慮して貸付先の決定を行いなさいということもでございます。そのほか、借受け希望者がその隣接するところ、農地の希望者がやる場合も優先配慮することになっていきます。

地域内に十分な担い手がいる場合じゃない場合、こういう場合に借受け希望者全体の中からこれを探していくということになりますので、以上の考え方に従えば、農外からの人を特立てて優先するとかいうことではなくて、集落営農も含めまして、まず地域内の方にどうやって農地を集約していくかという考え方で運用されているというふうに理解しております。

○山田俊男君

局長おっしゃいますように、まず参入してもらおう皆さん、公募して選びますよという場合においても、先ほどおっしゃいましたように、地域内における、ないしは近隣地域における集落営農だったり、それから担い手法人であったり、ないしは場合によってはもうぎりぎり地域の例えば会社さん、土木をやっておられる会社さんもおられたり林業をやっておられる人もおいでになるということであれば、まず地域を重視して私は運用すべきだというふうに考えますので、地域重視というふうにおっしゃいましたから、まずそれを政策の基本にきちっと置いて進めてもらいたいというふうに思います。

ところが、八ページの資料に差し上げておりますが、農地所有適格法人の農業参入、これは農林水産省の資料ですが、これで見ますと、この左側の農地所有適格法人数の推移なんか見てみると、上の方の株式会社というのがずっと増えてきているわけですね。これがやっぱりいろん

な意味で、一体どういう農業をつくるんだろうか、どういう地域をつくるんだろうかという心配があるわけですね。ましてや、この株式会社が先ほど言ったように農外であったりすると、農外の規定はいろいろあるというふうに思いますけれど、農外から参入したような場合、これは特に国家戦略特区で兵庫県で一部議論があったわけですね。そういうことがずっと出てくる。また、これは規制改革会議や特区でそういう議論がどんどん出てくるということになってくると、余計やっぱり疑心暗鬼と心配が出てくるということでもありますので、そこはもうよほどよほどちゃんと注意して進めてもらいたいと、こんなふうにしっかり申し上げておきます。

なお、言っておきますと、何か我が国でどうも考えると、マスコミもそうですが、ややもすると、会社を参入させると農業が元気になるんだ、地域が元気になるんだと、競争力ある経営体ができるんだみたいな議論がいっぱい出ますけど、これはもう本当に誤解ないようにここは調べて、最近の数字で調べてもそうですが、米国でも会社の農業への参入を認めていない州が中西部のまさに農業州を中心にして、農業州ですよ、大農業州を中心にして九つあるんです。これは家族農業を重視した考えだというふうに見られます。このため、米国では、農業経営体の大部分は個人と家族経営やその共同経営となっているわけで、会社経営は全経営体数の〇・三％、経営耕地面積では一・〇％にしかすぎないんです。

我が国も、国の在り方と関連して、家族経営や地域を主体にした集落営農や法人を私は重視すべきだと、こんなふうに思いますので、これもしっかり申し上げておきます。政策推進に当たってこれらのことを是非是非踏まえてもらいたいということでもあります。

続いて、我が国の農業の将来を考えるに当たって、これも本当に大変なことなんです、新規就農者をどう確保するかということなんです。資料の、毎回済みませんね、行ったり来たりして、四ページと九ページの資料をちょっと引っ張り出していただけますか。

四ページは、年齢階層別の基幹的農業従事者数ですよ。基幹的農業従事者数というのは、もう僅かでも農業に従事している農業従事者の中でも専ら農業を中心にして従事しているよという、本当の働き手だというふうに見ていいと思うんです。それが、ここ見てください、こんなふうには、七十五歳以上がこんな数に上って、三人に一人が七十五歳以上ですよ。もうこれ、五年たったら、十年たったら一体どんな実態が生まれてくるのか、大変心配であります。この二十三歳以下とは言わないにしても、三十代、四十代、この辺がしっかり加わってくれないと、何ともはや大変であります。

もう一つ、九ページの表を、あっち行ったりこっち行ったりして済みませんね、九ページの資料をちょっと御覧になっていただきたいというふうに思いますが、我が国の農業従事者の年齢構成。同じといえば同じなんですが、これも農林水産省がちゃんと作っているんですから、問題意識いっぱいあるんだろうというふうに思いますが、どうですか、これ見てみて。年齢ごとの従事者の様子見てみますと、三十代以下は五%しかいない、四十代以下も一〇%、そして何と六十五歳以上で六五%。これはもう日本の農業、どこへ行きますか、このままで。だから、ここに対する徹底した危機感を持って仕事をしなきゃいかぬというふうに思うわけであります。

実は、なかなか喜ばれて、そして取組が進んでいるのに青年就農給付金というのがあるんです。準備型と営農型というんですかね、二つありますけれど、きちっと農業に就農するよというふうに言って具体的に取組んでくれている皆さんであります。僅か、少ないわけであります。青年就農給付金という名前が変わったんですよ、農業次世代人材投資事業。何か物すごく格好よく見えるけれど、この新しい名前にも私なじめないんですよ。もうちょっと本当にちゃんとみんなが、よし入ろう、よし頑張ってみよう、地域の中で、家族の農業もあります、集落営農もあります、法人経営もあります、それらをちゃんとやっという思いのある人をどうこの給付金なりそれから人材育成事業で取組んでいくかということが大変課題だというふうに思います。

そこで、近年の農業高校の卒業と進学、そして就農者数はどういう傾向にありますか、お聞きします。

○政府参考人（大澤誠君）

お答えいたします。

まず、農業高校を卒業した後すぐに農林業に就職した方、これは直近で卒業生全体の約二・六%にとどまっているところでございます。十年前が二・七%、二十年前が二・八%ということで、二十年間変わらないといえれば変わらないということではございますけれども、それでも若干減っていると。それから、極めてまず長期に低い傾向にあるというふうに認識してございます。

事情としては、非農家出身の生徒が多数を占めているということもありますので、一概には言えない部分もありますけれども、やはりこの農業教育を受けた者がほとんど就農しないという現状は早急に改善する必要があるというふうに考えておまして、一昨年四月にも文部科学省と連名で、まず現場の意識を変えようということで、現場実習をしっか

り充実しなさいと、それから、県の農業大学校、これは就農率約六割と非常に高いものですから、そこの連携を促進しなさいというようなことを併せて一生懸命やっているところでございます。

○山田俊男君

これも、皆さん、恐縮ですね、十ページと十一ページの表を見てもらうと、ここに農業関係の学校等からの就農状況というのがあります。農業高校から出て何と三%しか就農していないわけです。それから一方、農学系の大学は七百人、たくさん人数いますけれどこれだけ、三%。一方、道府県の農業大学校等、これは二千人の卒業の中で千人、五〇%が就農してくれているんです。

要は、ここの農業大学校を充実させて、そしてそこから就農する取組をシステムとしてどう作るかということが必要なので、局長、思いはいいんだけど、これを具体化して、この政策とこの政策でこんなふうに手を打ったよということをしなかったら、なかなかうまくいかないんですよ。

私、愛知県の豊田市で二つの立派な農業生産法人、天皇賞ももらったことのある農業生産法人二つあるんですが、その生産法人の集まりに行きました。二十人ぐらい、みんな若い人が出ていて、それで私が聞いたんです、皆さん、二十人の中で農業高校出身者は何人いますかと言ったら手が挙がった、十四人も挙がった、二十人の中から。それで、何でかといったら、あそこは安城農林高校、それから猿投農林高校がある。大変立派な伝統的な農業高校でありまして、そこの卒業生がやっぱりちゃんと就農してくれているというわけ。二十人、農業高校の皆さん十四人手挙げた。そこから、後ろにいた豊田農協の組合長がその中で農協出身何人かなと言ったら、何と八人ぐらい手挙げたんだから。

要は、どういうことかといったら、JAあいち豊田がちゃんと農業生産法人を持って、そこで実習を三年間なら三年間ずっとやって、そして農協の職員として働いて、そしてそれが農業生産法人や、新しい農業生産法人を立ち上げたり、必要なところへ行くんですよ。それで地域の農業を非常に力強いものになっているというふうに思います。

もちろん、御案内のとおり、愛知県の豊田ですから、トヨタが持っている関連企業もいっぱいありますから、就職先いっぱいあるから、それはいろんな選択があるんだろうけど、だけど、農業と農業経営、農業生産は大事にしている地域だから。そういう取組をこそ日本で定着させなきゃいかぬというふうに思いますから、どうぞ、農業高校から農業大学校、さらには、場合によったらJA出資の農業生産法人も加わって、そ

れが羽ばたいていく、定着していくという、このルートをしっかりとつくりましょうよ、これが大事であれば、検証できれば。是非お願いします。

全国でも、さんざんJA攻撃、規制改革推進会議からまあ本当に涙が出るほど攻撃されておりまして、もう全農なんか解体しろと言われてるんですから。そうでしょう。そんな事態なんですけど、やっている農協はちゃんと物すごくやっているわけ。だから、農業生産法人つくって、そして出資して、そこでこういう地域の農業を支える取組をやっているわけで、そういう体系を是非学んでいただきまして、もちろんJAグループは率先してそれをやらなきゃいかぬわけですけど、皆さんのところでも政策の柱としてつくり上げてもらいたいと、こんなふうに思います。どうぞ。

○政府参考人（大澤誠君）

人材力の強化につきましては、先生のおっしゃった論点も含めまして非常に大事に考えておりまして、この深刻な事態をどうやって打開していくかというのが大事だと思っております。

昨年十一月に与党の御指導を受けながらまとめていただきました農業競争力強化プログラムにおきましても、人材力の強化というのは一項目立てしているところでございます。その中でも、キャリアパスを明確化すると、先生の御指摘のような農業高校だけではなくて農業大学校も含めてしっかりと、高校だけで就農をすぐしていくというのなかなか現実的でない面もございますので、農業大学校も含めたキャリアパスというのを重視してございます。

その際に、文部科学省とも連携いたしまして、職業制大学への転換というものも今年の二月に静岡県が既に意向を表明しておりまして、我々もその点、応援したいと思っております。

それから、JA出資型農業法人につきましても非常に我々着目しておりまして、農の雇用事業という形で雇用就農者の研修を支援する事業を行っておりますが、これにも積極的に参加していただいているというふうに聞いております。

農協改革、いろんな御指摘はございますけれども、これは、我々としては、担い手をつくっていくということで、農協改革の観点からも評価できるものではないかというふうに考えております。

○山田俊男君

もう一つ、これは大澤局長のところの仕事ですが、青年就農給付金、従来の青年就農給付金、大変人気がいいんですが、これも自家農業に就

くという、親元就農の形がまだまだ相当あるわけです。全部が全部会社へ行ったり、会社が経営している法人に行ったり、それから法人組織へ行ったりするというわけでも必ずしもないわけね。多々あるわけだ。

そんな中で、親元就農したときに最も困るのは、私は若い農業青年と付き合うことが多いわけですから彼らから聞くときに思うんですが、結局は親と子の関係というのは難しいんだよ。今日お見えの各委員の皆さんも苦勞がおありだというふうに思いますけれども、一生懸命に家族一緒に働いているんだよ。別々の会社で働いているわけじゃないんだよ。同じ経営体で一緒に働いている。同じ家に住んでいますよ、多分ね。だから、嫁としゅうとさんの問題ってこれまた厄介なんだよ。それで、結局は別居したり、いろんな形があったり、農業をやめて会社へ入ったりとかというのがあるわけ。

大事なのは、これは農林水産省の仕事の中に、家族協定というのが、取り組む仕事あるでしょう。どうですか、家族協定の進行状況はどれぐらいあるんですかね。

○政府参考人（大澤誠君）

御承知のとおり、家族経営協定、これは、農家、御夫婦でいろいろ話し合っていて、ワーク・ライフ・バランスの観点から、就業条件それから一人一人の役割について決めていただく、あるいは給料について決めていただくということですが、毎年増加しております。平成二十八年度は五万六千四百件、これ調査対象は主業農家ですので、主業農家に占める割合が約二割弱ということになっております。

○山田俊男君

二割があれば、少なくともそうした二割の農家が離脱することなく、家族が一緒になって経営することの重要性は言うまでもないんだから、だから、その中でスムーズに経営していける環境をつくり上げるという仕事も僕は物すごく大事な仕事だというふうに思うんだよ。

だから、そう考えたときに、局長は海外経験長いからよく知っていると思うんだよ、フランスでは、新規就農者に対して農地等の移譲や買取りをあっせんするサフェールという公的機関があるんだよ。高齢者の離農による若い就農者の就農を実現する仕組みを持っているわけだ。それら新規の就農者は、当該農地に隣接して住むか、ないしは五キロメートル以内に住むという規定を持っているんだよ。その意味では、真に地域に根差した農業経営者を育てるということを念頭に置いた政策展開がなされているわけ。日本の、農外の会社の参入を念頭に置いたような仕事

の仕方じゃないんだよ。家族の中でやろうという仕組みがきちっとできている。そういう思想があるんだよ。かつ、フランスでは、高齢離農者は所有農地を売却して年金で、年金もそれなりの年金があるから、離農年金含めてね、年金で町に住む例が多いという。このやっぱり大事なところを学ばなきゃいかぬわけ。

我が国は、日EUのEPA協定やると言っているんだけど、日EUの協定は、関税だけとかルールだけの問題じゃなくて、まさにこういう大事な農業政策、農業をやろうとする、こういうことをちゃんと学んでだよ、そして取り組むという思想が大変必要だと、こんなふうに思っているわけでありまして、是非是非進めてもらいたいというふうに……（発言する者あり）ありがとうございます。本当にそうなんです。そんなふうに思うところであります。

どうぞ、これまで、農業法人協会とかそれからNPO法人ふるさと回帰支援センターなんというの、いろんなところで活動していて、その中で、農業に就農したいという希望者いっぱい、いっぱいあるんだ。だから、そういう皆さんの要望も踏まえて、受け入れていける仕組みをちゃんとつくらないと駄目だというふうに思っております。

ここで、大臣からは、若い就農者を定着させるための農林省の決意といますか、政策の骨格みたいなものについてお話しいただきたいというふうに思います。

○国務大臣（山本有二君）

委員御提出の資料に農業従事者の年齢構成がございました。全体で百七十五万人のうち、六十五歳以上が百十三万人。もし新規営農者がいなければ、言わば六十万人で日本の農業をやらなきゃならぬというところでもない現実を目の前にするわけでございます。

その意味で、我々にとりまして喫緊の課題というように位置付けてこの新規就農の促進をやっていききたいと思っております。特に、御指摘の青年就農者を対象とした資金の交付、あるいは雇用就農者の研修、あるいは無利子の貸付け等々を頑張っていきたいと思っております。

ただ、平成二十七年には、十九年調査開始以来、四十歳以下の新規就農者が最も多い二万三千人、これを記録いたしました。こういう方向で、我々にとりましても、新規営農を獲得していきたいというように思っております。

○山田俊男君

現下の規制改革推進会議の提言に見られるように、競争促進、経営マ

決算委員会／2017年4月10日

インドの強化、そういうふうな追い詰められるような話をどんどん政策の中に入れてくるとい話じゃなくて、それこそ農業をやって良かったと、豊かな生産と生活、ゆとり、地域の協働、これを自分は満喫しているんだと、生産の喜び、その喜びを感謝できる、そういう政策を出していく。そうしたら、皆さん、地方へ行ってやりたいなという思いの人何人もいるんだから、是非その政策をしっかりと展開していただきたいと、こんなふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。